

(案)

第六次国有林野施業実施計画書

第一次変更計画

(肱川森林計画区)

計画期間 自 令和5年4月1日
至 令和10年3月31日

[変更年月 令和6年3月]

四国森林管理局

第六次国有林野施業実施計画（肱川森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程(平成11年1月21日付け農林水産省訓令第2号)第14条第2項に基づき、以下のとおり変更する。

なお、本変更計画は、令和6年4月1日から適用する。

【変更理由】

国有林野の管理経営に関する基本計画の策定（令和5年12月）に伴う改正

【変更する項目】

- 3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積
- 4 林道の整備に関する事項
- 5 治山に関する事項
- 6 保護林及び緑の回廊の名称及び区域
- 7 樹木採取区の名称、所在地及び面積
- 8 レクリエーションの森の名称及び区域
- 9 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項
 - (1) 森林共同施業団地の名称及び区域
 - (2) 公益的機能維持増進協定の名称及び区域
- 10 その他必要な事項
 - (3) その他

※本計画書内に関して共通する注釈

1. 下線部は、変更箇所である。

3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積

(単位：ha)

所在地（林小班）		面積
<u>47</u>	<u>へ1</u>	<u>943.89</u>
<u>48</u>	<u>ろ2、ろ4、ろ7、ろ8、ろ9、ろ91</u>	
<u>49</u>	<u>ろ1、ろ3、は3</u>	
<u>50</u>	<u>ろ1、ろ11、は1、わ5</u>	
<u>51</u>	<u>い1、い2、は2、ほ1、ほ5、ほ6、ぬ1、ぬ3、ぬ4、ぬ6、ぬ41、ぬ42、 る</u>	
<u>52</u>	<u>ろ1、に1、か1、か2、か3</u>	
<u>53</u>	<u>は6</u>	
<u>54</u>	<u>い5、い6、ろ1、ろ6、ろ7、に4、ほ4、ほ5、り1、か2</u>	
<u>55</u>	<u>に、に1、に2</u>	
<u>56</u>	<u>い1、い5、い6、は4</u>	
<u>57</u>	<u>と1、ち7、ち11</u>	
<u>58</u>	<u>に、と2</u>	
<u>59</u>	<u>い2、い3、へ、ち、わ1、わ2、か1、か2</u>	
<u>60</u>	<u>い1、い2、い3、い31、い32、い33、い34、い35、い36、い37、い38、 い39、へ1、へ2</u>	
<u>61</u>	<u>い1、い2、い4、い5、い6、い8、ろ2、に</u>	
<u>62</u>	<u>は</u>	
<u>63</u>	<u>い1、い2</u>	
<u>67</u>	<u>に</u>	
<u>68</u>	<u>い1、い2、い3、い4、い5</u>	
<u>69</u>	<u>は1、は2</u>	
<u>71</u>	<u>い1、い2、は</u>	
<u>79</u>	<u>い16、は4</u>	
<u>80</u>	<u>い1、へ3</u>	
<u>81</u>	<u>ほ、へ</u>	
<u>82</u>	<u>ろ2、に2</u>	
<u>83</u>	<u>に6、に7</u>	

4 林道の整備に関する事項
(略)

5 治山に関する事項
(略)

6 保護林及び緑の回廊の名称及び区域
(略)

7 樹木採取区の名称、所在地及び面積
(略)

8 レクリエーションの森の名称及び区域
(略)

9 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

(1) 森林共同施業団地の名称及び区域
該当なし。

(2) 公益的機能維持増進協定の名称及び区域
該当なし。

10 その他必要な事項

(1)～(2) (略)

(3) 森林共同施業団地の名称及び区域 (削)

(3)その他